

平成31年2月

城南衛生管理組合議会

総務常任委員会

会 議 記 録

平成31年2月城南衛生管理組合議会総務常任委員会

開催日時 平成31年2月25日(月)午後3時

開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員(11人)

委員長	馬場 哉 (宇治田原町)
副委員長	近藤 恒史 (八幡市)
委員	太田 克彦 (八幡市)
委員	木村 武壽 (井手町)
委員	西 良倫 (城陽市)
委員	上原 敏 (城陽市)
委員	松本 義裕 (久御山町)
委員	真田 敦史 (宇治市)
委員	鳥居 進 (宇治市)
委員	山崎 恭一 (宇治市)

欠席委員(1名)

委員	荻原 豊久 (宇治市)
----	-------------

説明のため出席した者

専任副管理者	竹内 啓雄
事業部長	野田 浩靖
施設部長	栗山 淳彦
安全推進室長	越智 広志
事業部理事	杉崎 雅俊
施設部次長	福西 博
施設部次長	川島 修啓
総務課長	橋本 哲也
クリーン21長谷山	
所長	川戸 辰也
総務課担当課長	別所 尚紀
エコ・ポート長谷山	
所長	馬淵 武志
クリーンパーク折居	
担当課長	田中 真宏
クリーンパーク折居	
所長補佐	清水 信宏
クリーンパーク折居	
係長	長野 満佐志

事務局

議会事務局長 木下 敦

1) 議 題

- 1 クリーンパーク折居における死亡事故について
- 2 組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転について

午後3時00分開会

○馬場 哉委員長 皆様、こんにちは。

本日は何かとお忙しい中、総務常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましてはご参集をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

初めに、2月19日付で開催通知を送付したところですが、議題の表記に誤りがありました。訂正した開催通知をお手元に配付しておりますので、お手数でございますが、差し替えいただきますようお願いいたします。

会議前の連絡事項についてご報告いたします。

出席委員は10名であります。荻原委員より欠席の届けがありましたので、報告いたします。ただ今の出席委員は10名であります。

本委員会に傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長においてこれを許可しております。

それでは、ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申し入れがございますのでお受けいたします。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 本日、総務常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しまして、ご理解とご指導をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日、ご報告をいたしたく存じておりますのは、「クリーンパーク折居における死亡事故について」「組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転について」の2点でございます。

クリーンパーク折居の事故につきましては、施設を設置、管理する組合といたしまして重く受けとめ、事故原因の把握に努めるとともに、引き続きモニタリング業務に万全を期してまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日、配付を申し上げます委員会資料に沿って、担当よりご報告を申し上げさせていただきたいと存じていますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○馬場 哉委員長 ありがとうございます。

それでは本日の議題に入りたいと思います。1点目のクリーンパーク折居における死亡事故についての説明を求めます。

福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 施設部次長でクリーンパーク折居所長の福西でございます。

それでは、配付させていただいております資料に基づき、クリーンパーク折居における死亡事故についてのご説明をさせていただきます。

まず、1 ページ上段をご覧ください。委員各位におかれましては、速報、続報でお知らせしているところがございますが、繰り返しになりますが、もう一度説明させていただきます。

(1) 発生日時につきましては、平成31年1月27日、日曜日、午前1時頃。

(2) 事故内容につきましては、焼却灰を押し出す灰押出装置が異常警報を発報したため、当該被災者が対応に向かうが戻らず、うつ伏せで倒れているのを発見された。心肺停止状態で宇治徳洲会病院に緊急搬送されたが、午前3時頃死亡が確認された。

(3) 被災者についてでございますが、城南環境テクノロジー株式会社（運営受託会社）の運營業務協力会社であるH i t z 環境サービス株式会社社員、男性50歳、勤務履歴については4年7カ月でございます。

(4) 現場状況につきましては、灰押出装置内に堆積した灰を落とす作業は、高さ60 cmから90 cm程度のアルミ製踏み台に上って点検口から行うが、発見時、被災者はヘルメットを未着用で、額からは少量の出血を伴い踏み台の下に倒れていた。

点検口は開放された状態で、被災者の近くに作業道具が落ちていた。

(5) につきましては、監督官庁の調査等でございますが、監督官庁につきましては、警察、労働局、保健所。調査内容については表のとおり、実施日についても表のとおりでございます。

次に、1 ページ下をご覧ください。死亡原因について説明させていただきます。

死亡の原因につきましては、くも膜下出血（死体検案書記載）とされており、作業内容との関連性については不明である。なお、被災者については12月の定期健康検診では異常がなかったが、当日の就業前の体調チェックにおいて、体調及び睡眠状況が不良と申告を行っていた。

次に、2 ページ上段をご覧ください。作業内容について説明させていただきます。

この作業内容につきましては、次の3ページの(6)灰押出装置の灰除去作業イメージ図と、次の4ページ、8現場写真の①灰押出装置の写真を見比べていただいたら、よりわかりやすくなるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まずは、灰押出装置については、4ページの写真のとおり、矢印を書いていると思うんですけど、火格子から灰が下に落ちてきまして、ここで1回水につけて灰を冷やします。写真のとおり、それを左側に送って、かき落として下に落ちるということでございます。かき落としということはございませんが、自動に落ちるということでございます。

それにつきましては、イメージ図の方をご覧ください。

この灰は、堆積しましたら、大体1時間に4回ぐらい、後ろの右側のシリンダーから押し出されてきます。これがだんだん堆積してきまして、普通では自動で落ちるんですけども、この灰に針金とか異物混入物がありますと一部落ちなくなったりします。これを、渋滞警報が発報するというところでございます。

堆積した灰を落とす作業は、異常警報が出た場合、2つのやり方があります。1つは、(2)に書いてありますとおり、操作盤のスイッチによる反復動作の作業と、または、アルミ台に乗りまして踏み台で手作業で行う作業の二通りあります。

(3) につきましては、渋滞警報につきましては、解除するには手作業か往復スイッチで解除することができます。なお、この渋滞警報は1日二、三回程度発報しており、

当日は、事故分を含めて4回発報をされたこととございます。

次、4番、2ページの中段をご覧ください。当面の作業について説明させていただきます。

先ほど言いましたとおり、死亡原因ははっきりしておりませんので、当面の安全対策としております。この件につきましては、受託会社である城南環境テクノロジー株式会社において緊急安全衛生会議を1月31日、2月6日に実施されております。今後の再発防止対策について、以下のとおり、私どもに説明をされました。

それにつきましては、(1) 灰除去作業の低減対策でございますが、2つ上げていただいております。

①につきましては、操作の改善ということで、先ほど3ページのイメージ図で見ていただいたと思うんですけども、右端に油圧シリンダーという装置がございます。その装置を押す圧力があるんですけども、それを最大にして灰の載積をなるべく機械で落とそうということとをされております。

次に、②灰の除去作業の手順についても見直しをされております。これについては、先ほど言いましたとおり2つのやり方があるんですけども、最初の方のやり方を重視されておまして、まずは、このやり方につきましては、油圧シリンダーの反復運動で灰の除去を行うということで、この灰押出装置の近くに操作盤がありまして、その押しボタンのスイッチの入り切りでまずはやられるということでございます。それでも灰が落ち切れなくなった場合は手作業をしなければならないので、これにつきましては、以前は1人作業でございましたが、2人作業としております。

また、ウにつきましては、踏み台につきましては安定しないということがありますので、仮設作業台を設置し、既に作業の環境を整えて実施されているということでございます。

(2) 今度は、健康管理の徹底ということもあわせてやっておまして、体調チェック表を中央制御室に提示し、職員間で健康状態の共有を図るという施策もとられております。

(3) 安全衛生管理の徹底ということで、月1回実施している安全衛生会議で安全教育を徹底されておるということでございます。これについては、2月から毎月やられているということでございます。

3ページをご覧ください。

②ですが、保護具の徹底ということも図られております。これにつきましては、啓発用ラミネートを中央制御室及び炉室に向かう下足室に貼付し注意喚起を徹底されているということですが、最近では、現場に向かう出口のところにウェブカメラというカメラを設置して、中央でも、ちゃんと保護具をつけて出ていかれるかということも、改めてそれも追加してやられておるということでございます。

③の無線機の購入につきましては、いろんな方がどこに行かれているかわからないということで、無線は誰でも聞けるということで、全員が把握するという行動もとられております。

次に、3ページ上段の5、当組合の対応について説明させていただきます。

(1) 緊急モニタリング会議、私たちクリーンパーク折居の管理係と城南環境テクノ

ロジーがやっているモニタリング会議が月1回あるんですけども、これを、事故が起こったということで緊急に開催させていただいております。これにつきましては、受託会社でなくて私どもの方から、事故後の運営体制、事故後の経緯を整理し必要な対策を講じるように指示しました。また、運転員は動揺されてもおりますので、運転員の健康にいつも注意を払うとともに必要な体制を確保するよう要請しました。

(2) 緊急安全衛生委員会ということで、私ども城南衛生管理組合は安全衛生委員会を持っておりますので、私ども城南衛生管理組合としましても、施設全体で集まりまして、各施設の保護具の使用の状況の確認及び保護具の着用の徹底を図りました。また、灰押出装置の灰除去の作業についての改善について協議し、その対策を当該会社に指示をしております。

(3) これは、まだ、ここに書いておりますとおり、今後の労働基準監督からの指導を踏まえてのことになりますが、こういうリスク協議会ということも運営の方とそういうことをまとめておりますので、もしこういうことが出ればこういうリスク協議会を設置するというので、メンバーについては、組合、代表企業、運営事業者等で設置する。これも、第三者委員会ということで第三者にも入っていただくということも考えております。

続きまして、委託契約等及び8番の現場写真については、あくまでも参考に添付させていただきましたので、よろしくをお願いします。

以上、簡単でございますが、クリーンパーク折居における死亡事故についてのご説明とさせていただきます。

○馬場 哉委員長 以上で説明は終わりました。

質問はございませんか。

太田委員。

○太田克彦委員 済みません、何点か確認方々お伺いさせていただきたいのですが。

まず1点目に、この事故が発生した時間的な、示されていることに関して、ここでは、事故内容のところ、被災者が対応に向かうが、戻らずにうつ伏せで倒れているのが発見されたと。警報が発生して、その方が何らかの手立てに現場に行かれたと。その後、ある程度の時間が経過して戻ってこないということがあったので、どなたかが確認に行かれたと。これは、向かわれてからどの程度の、普通でしたら、向かって現場に到着されて、通常のかき出しか何かの作業で対応する時間、通常のかかる時間がありますよね。それで、おかしいなということでどなたかが確認に行かれた時間との差というのはどの程度の差があったのか。

それと、もう一つが、この方は、発見時にヘルメットを未着用で額からちょっと血が出ていたと。この方は発見時にヘルメットは着用されていなかった。ところが、どうなんですか、現場に向かわれたときには着用されて行かれたのか。それとも、もともと着用せずに現場で対応しようというふうに行かれたのか。わかればお聞かせいただきたいのと。

それと、もう一つ非常に気になったのが、死亡原因でくも膜下出血と書いています。

これは、年齢関係なく起こり得ることやと思うんですけど、当日の就業前の体調チェックにおいて体調及び睡眠状況が不良と自己申告をその方は行っておられた。ところが、就業されていたわけですね。こういったときというのは、通常、こういう申告みたいなのは多々あると思うんですけど、こういうときというのは、やめときなさいよとか、とめるとか休憩させるとかというような基準とか指示みたいなものはあるのかなのか。その辺、当日なんかはどういうふうになっていたのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、過去に、健康面とかこのように不良を訴えられたり、就業につかれて、死亡というふうなことは最悪の状況ですけど、救急搬送されたとか、何らかの医療機関の治療を急遽受けなければいけなかったというような事案というのは、過去にそういうものはあったのかどうか。あれば、どの程度の頻度であったのかというのもお聞かせいただきたいなというふうに思います。

とりあえず、それだけお聞かせいただけますか。

○馬場 哉委員長 福西施設部次長。

○福西 博施設部次長 今回の質問、4点だと思いますが、順番に説明させていただきます。

まず1つ目、発生時間についてですけれども、この灰押出作業については大体15分程度とされております。発見されたときは、それから約30分から40分たっていたということでございます。

2番目についてのヘルメットの未着用については、これについてはわからないと。発見された当時はヘルメットをしていたかどうかはわからないということございまして、発見時には、倒れた状態ではヘルメットをされていないということございまして。

③の体調及び睡眠の件ですが、これ、通常、月曜日から金曜日でしたら向こう側の運転責任者等もおられますので、顔色とかを見まして体調が悪い人がいたら帰らせて、そういう対応をされていると思うんですけど、これは、あいにく土日・夜間勤務ですので、体調についてはチェックはされておまして、職員間同士で仕事の割り振りとかを考慮しておられたんですけども、これについては、程度がわからないと、体調が不良ですけども仕事ができるかということございまして、班長さんという責任もございまして、この方は仕事についていたということございまして。

最後に、過去の救急搬送自体のクリーンパーク折居については、この委託業者については、仕事の途中で帰られたということは、私の方では報告は受けておりません。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 太田委員。

○太田克彦委員 ご答弁ありがとうございます。

まず、最初にお聞かせいただいた時間的なことなんですけど、今、30分か40分ほどかかっていたと。通常は15分ほどでという作業が、例えば、仮に30分、倍の時間



かかって、戻ってこないなということでもどなたかが確認に行かれたわけですよ。そのときには、異常警報ですか、それは、とまっていたんですか、その方が行かれてからとまっていたんですかね。それとも、まだ鳴り続けていたんですか。まず、それが1点と。

それと、ヘルメットについては、これは、規定ではどうなんですか。必ずつけて現場に行く。素人考えでは、こういうふうな作業するときというのはおそらくヘルメットは着用しなさいよというのが義務化されているという、ひょっと、義務化じゃないですね、決められているんじゃないかなと思うんですけど。ヘルメットは着用されていたかどうかはわからないけども、現場ではヘルメットはなかったと、今、無着用やったということなんですけど。

その辺というのは、通常、どうなんでしょう。ここのクリーンパーク折居の中に従事された時点で、例えば、建物の中は、ご飯を食べるときとかは別ですけど、そういうときというのは常時ヘルメットというのは着用しなければいけないんじゃないんですか。その辺はどうなんですか。もしそうであるのならば、そのあたりは監督責任はどうなっていたのかなという気がします。

ただ、頭を打って死亡に至ったということでもなさそうな気はするんですけど、これは、これからのことも考えて、安全面の管理というのはどうなんですか。

それと、もう一つ、体調面のことなんですけど、自己申告を行っておられてあるにもかかわらず通常のように業務についておられたと。それは、当然、上司なり何なりが、申告をされたけども、本人さん、こんなことを聞いていいのかわかりませんが、この方のお勤めに当てられるH i t z 環境サービス株式会社の社員さん、これは、派遣の社員さん、それとも、俗に言うアルバイトとかパートとかのように時間給なのか、それとも、1日仕事を欠勤すると非常に生活面に支障があるようなケースの方の場合やったら、通常、少々のことでも働こうとしますよね。その辺のことというのは、この会社と雇用状況、契約というか何と言うか、その辺のことがもしわかるのであればお聞かせいただきたいんですけども。

気になるのが、実は、そういうことなんです。本人さんの申告と、実際、ほんとうにしんどくて仕方がないと、ほんまやったら休みたいんですけど、自分が1日休むとそれだけ生活に支障が出るというような状況やったのかどうかということが、僕は、ひょっとしたら大きいかかと。体調不良を押して仕事をしなければいけないと。でも、それを申告しても、とめる現場やなかったと。ひょっとしたら人数的な加減とかローテーションの関係とかがあって、1人休んでいただいたりとか欠勤すると現場としては非常にづらい状況であったのかどうか。その辺のこともわかればお聞かせ願いたい。もしそれがそうであるんならば、大きく改善していく必要はあるんじゃないかなと思うんです。

それと、もう一つ、何らかの基準が要るんじゃないかなと。例えば、自己申告表みたいなチェック表みたいなのがあって、単純ですよ、一例ですけど、例えば、1個の項目で、10個ある項目で何個チェックが入ったら仕事をさせないとか、例えば、長時間休ませて、もう一回状況を見るとか、ランクづけみたいなので、そういうふうなのは何かないんですか。もしなかったら、そんな必要なんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

それをお願いします。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 それでは、私からは、今、警報についてのご説明をさせていただきます。

警報につきましては、渋滞警報が鳴りましたら、まず、現場に行きまして、3階にあります装置のリセットボタンというボタンがあります。このボタンを押すことによって警報装置が解除されます。これだけでは灰は堆積したままでありますので、現場に行きまして、まずは押しボタンを操作しまして、これであまりいいこといかなかった場合は灰落とし作業ということでございましたので、この警報装置についてはずっと鳴りっ放しではございませんので、リセットされた状態で警報装置は切れるということでございます。以上でございます。

○馬場 哉委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 まず、ヘルメットの着用についてということであります。

まず、城南環境テクノロジー株式会社、こちらの方は労働安全衛生管理規定というのを持っています。その中の細則の中でヘルメットを必ず着用することということは明記されています。安全教育については、当然、雇用入れの事前に安全教育をするということとしっかりとそれが履行されておりましたし、また、当日、常態化しているかということについては、ヘルメットが未着用の状態が常態化していることにつきましても、各班長からのヒアリングの結果、しっかりとヘルメットを着用しているということでもあります。

また、うちの職員も現場の方に巡視に参る際がたびたびございます。そのときにHit z環境サービス株式会社さんの従業員さんのヘルメットの着用状況を確認させていただいていますが、しっかりと着用しているという状況でございます。

社員の雇用、契約状況ですけれども、こちら、Hit z環境サービス株式会社の社員ということでもあります。ただ、ローテーションを含めてなかなか休みにくい状態じゃなかったのかというお話でありましたが、この方が班長という役割を持っておられたので、責任感があったということであろうかなというように思われます。

チェック表につきましては、熱がある、だるいという項目1つと、睡眠が十分にとれたかという2項目でマル・バツをつける仕組みになっています。また、血圧計も備えつけていられますので、各自で血圧を測定して記入するという3つの項目となっております。

当日は、先ほど福西の方からもありましたとおり、土日ということもございましたが、班長ということで、簡易のマスクをされていたということで、班員の方々が気遣いをされて、大丈夫かということを知りながら、班員の中で、当時、夜、明け方にやる作業は班長が担当やったんですけども、班員の中でローテーションを組んで、その作業は今回班長はやめときなはれみたいな形で段取りの方はされていたと。当日、出勤されてきたので、出勤はできる状況かなということで業務についてというところでございます。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 私も今お聞きになったあたりが聞きたかったんですけども、特に気になりましたのは、平日であれば、自己申告を行った時点で帰りなさいとなっているということだけでも、土日だったということで、ないというのは、言い方が難しいんですけど、曜日に関係なくあるという仕事なわけですので、でも、時間も、多分、今のお話やったら平日やったらというお話だけでしたけども、平日でも夜間やたらないとかになるんじゃないかなというふうに感じますので、世間の動き方は一般的にそうかもしれないんですけど、こういう業務に関しては曜日に関係なく時間に関係なくあるお仕事なわけですので、現場の方というのは、どういう時間帯であってもやらなあかん仕事があつてという状態ですので。

根本の話になるんですけども、そこは、まず、平日で帰らなあかん方は土日であっても夜間であっても帰れるという仕組みを構築していただく必要があるのではないかと、いうふうにまず思うんですが。

今、いろんな会議とか委員会をされましたけど、今のところ、そうしないかなという話になっているのかなっていないかというところを、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○馬場 哉委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 資料の方に記載をさせていただいております、2ページ目の4の(2)健康管理の徹底ということで、これまでやっておられる健康チェックにつきましては職員間で共有すると。当然、そこには、管理職も見て、平日は当然それに対応するということでもあります。

また、土日につきましては、先ほど委員さんからのご指摘のとおり、どうすんねんということがございますので、それは、引き継ぎを行いますので、要するに2つの班が引き継ぎを行いますので、当該の班長同士が確認し合って、必要に応じて所長なり運転責任者に連絡をするという体制を今の段階では構築しています。

ただ、今、委員さんからいただいた意見ですね、また、何か、画像で転送して健康チェック状態を責任者が確認するとか、さまざまな方法があると思います。今後、引き続き、その辺については、健康チェックの管理について万全を期するように求めていきたいというように考えております。

以上です。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 ぜひお願いしたいと思います。

そういうことをすると、会社としての経営、運営、労務管理というのがものすごく今

より大変になるんだろうなと思うんですけども、それ以上に、言うたら、人の命ですとか安全より大事なものはないと思いますので、特にこういう城南衛管とか公の仕事をさせていただく会社なんであれば、そこは、大変でもやってもらわんといかんと思いますし、やってもらえるような会社に仕事は頼まないとかかんと思いますので、くれぐれもその観点でお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、それにも関連するんですけども、城南環境テクノロジー株式会社とH i t zですか、そういう関係にある会社はほかにもありますでしょうか。H i t zだけなんですか。そのあたり少し、わかる範囲で教えていただけたらと思うんですけども。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 H i t z 環境サービスと城南環境テクノロジーの関係ですけども、これにつきましてはDBO方式という方式でやっております、運営委託ですね、焼却につきましては全て城南環境テクノロジー、SPCと言うんですが、この会社に委託をしております。

その中で、運転を受け持っているのがH i t z 環境サービス株式会社でございます、これにつきましては、先ほど説明していただいた運営協力会社ということで、城南衛管におきましては、ほかの施設と違しまして、城南環境テクノロジーが責任を持ってH i t z 環境サービスに運転を全面委託しているという関係でございます。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 わかりました。ほかにいっぱいこういうものがあるのではなくてここだけということで。わかりました。

そしたら、両方ともそれだけ信頼できる会社であっていただきたいと思いますので、そういう話をH i t z の方にも城南環境テクノロジー株式会社にも、どっちがどこまでやる、こうじゃなくて、両方共がそこまでやるという意識で仕事に当たっていただきますように、改めて伝えていただくようお願いいたしまして、以上でございます。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本義裕委員 1つだけ教えてください。

1 ページの死亡原因の中で、くも膜下出血をされており作業内容との関連性については不明であるとうたわれているんですけども、調査は終了されるということになっているのでしょうか。

○馬場 哉委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 当然、業務中に起こったので、業務遂行性は明らかであり、業務

との因果関係については不明ということで、我々も当初から、当日の現場調書、聞き取りを含めて究明には当たってきまされたけども、今現在、不明と。

今後、労基の方で臨検の方もされています。今後、労基の方からも何らかの回答が出てくるのかなというように考えております。

以上です。

○馬場 哉委員長 松本委員。

○松本義裕委員 済みません。

報告を受けている中で、大気汚染というか、そういったとこの調査が全然うたわれないと思うんですけど。灰をさわられているということで、そういった心配はないんですか。例えば、一酸化炭素が発生している中に顔を突っ込まはったとか、その場所では充満しているとか、そういった調査というのはしなくていいんですか。

○馬場 哉委員長 越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 事故が起こりまして、私ども、万一そういうことがあつてはいけないということで、翌日に作業場、それから、灰が落ちていくシュート、そのとこの酸素濃度等の測定はやっておりますけれども、全く正常値でございました。

○馬場 哉委員長 よろしいですか。

山崎委員。

○山崎恭一委員 日曜日の午前1時頃だそうですが、そもそも、本来、当該業務はどういう業務をするためで何人おられたんですか。モニタリング業務というのはこの方々の仕事なんですか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 これは休日でした。1班の4名でやられております。これにつきましては、4班、ローテーションでやられておまして、この業務を4人で、夜勤ですので、点検等も含めて分業してやっているということで、Hit z環境サービスにつきましては、先ほど説明しましたとおり、運転の工場の点検から焼却に至る全てを任せているということでございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 4人の人というのは、夜中ずっと徹夜で何か操作をしたり作業をしたりというような、そういう業務形態なんですか。それとも、モニターとか計器なんかで通常どおり動いているかどうか監視をしているというのが主な仕事なんですか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 夜勤でございますので、4人でローテーションでやっています。勤務は長うございますので、休憩をして2人ずつ中央を見たりということもございまして、なるべく、これにつきましては、昼間でクレーン操作とかしまして、ごみの方を安定的に供給できるようにとかして、極力、中央のモニター画面で運転できるような体制をとっておるということをお聞きしております。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 そういう中で、そうすると、このときも、多分2人の方が、当直というか非番、休憩の人と当直の人がいて、2人が当たっていて、警報が鳴ったので、1人は監視業務で残って1人が現場へ行ったと、こういうことですね。

ところが、聞いていますと、その前の報告で言うと、1日平均二、三回程度以上警報が鳴るんだと。当日は、当該事故を含めて4回発報していると。ただ、午前1時はまだ宵の口というか、真夜中ですけど、まだ朝まで大分時間がある間で4回ということは、この日はやや多かったのかなと。そうすると、この調子でいくと七、八回は鳴るといっても時々はあるんですかね。異常警報と言うと月に1回ぐらいしか鳴らないような気がして聞くんですが。そんなことはない、大体毎日鳴るんだと、それも、多いときは七、八回鳴るといふ、ご報告いただいているとそんな感じなんです。そう解釈していいんですか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 先ほども説明しましたが、これにつきましては、異常警報という表現をしているんですけど、これは、渋滞ということで、灰が堆積しましたというお知らせという意味でとっていただいたらいいかなと思います。

これにつきましては、平均二、三回、これについて、この日は当日4回ということでございましたが、1回目の警報で行かれたということで、1時間後に、もう一回ついたということでございますが、これから24時間、あと2回ついたということでございまして、先ほども説明をさせていただいたとおり、つかない日もございます。反対に、多い日は七、八回つくということでございますが、これは、ごみの状態によって、針金とかが含まれていたら多いですし、機械で動いていますので、その中にジュースの缶をかみ込んだり、いろんな現象がありまして、その時々灰の状態によって異なりますということでございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 異常警報という名前が大層だけど、渋滞の警報というか、渋滞の作業

をせえよというサインだと。だから、通常でサイン行っていると。三、四回から多いときは七、八回るときもあるけれどもということ。

そうすると、通常の業務の範囲内なんだろうというふうに思うんですが、このことはきちっとした作業マニュアルの中に入っているのでしょうか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 この作業につきましては、現場にいて単純に灰を落とす。異常につきましては、先ほど説明したとおり、定常作業みたいに現場に行って必ずこれをしなさいということでしたらマニュアルとかありますけども、これについてはございません。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 お話を聞いていると、一方では、通常しょっちゅうある仕事なんだと言いながら、片方ではマニュアルないんだよと、定形外の仕事だみたいなので、少しその辺は話のつじつまがあっていないという気がします。

実は、私どもは現場を見に行かせていただいたんですが、こういう状態で、さっき、4段のアルミ台というのはこれのことですね。4段のアルミ台の上に乗ってという、わりと広い台ですので比較的安定した状態かなというふうに思います。

ご覧いただきますように、このときはヘルメットをかぶって防塵マスクもつけています。僕らもつけろと言われてつけました。これは、この方は防塵マスクはつけていたのでしょうか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 この方は、先ほど体調面のチェックで調子が悪いという、多分、風邪を引かれていたと思うので、防塵マスクではなくて風邪のマスクをつけていたということでお聞きしております。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 でね、作業を、これを、見にくいですけども、何か大きな箱があつてそこへ体を突っ込んで熊手のようなものでこれをやっていますけど、がりがりに向こう側にかき落とす作業をするんだということですが。

実は、これは、1つの作業でかき落とす作業と、それから、ケレン棒というんですか、長い棒で少し下面のところに詰まっているのをかき落として下へ落とすという作業と2種類の作業があるんだというお話ですが。横にケレン棒がこうしてありますが、これがケレン棒と思うんです。だから、これは短い方で、もっと底の方をやる長いやつもあるということで、これは鉄製でかなり重かったです。それを下にやると、全く危険がない

というわけではないんじゃないかと、物は、こういうところですので、ごろんと落ちこちる可能性がないことはないです、台の上へ乗ってこうしてやるわけですから。

それでいくと、マニュアルもなくて、毎晩何回かやるんだよという話、それも、1人で行くわけですから、ちょっとこれでは、くも膜下出血かどうかのことについては因果関係がはっきりしません、作業の安全性という点では、見直しもされていますけども、大分問題があったんじゃないかという気はするんですけど、いかがですか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 先ほど、ケレン棒の作業と、かき落とす作業の2つあるということで、ここの面に関しましては、以前は、試運転当時からしばらくはこういう作業をされておりまして、ケレン棒につきましては、作業改善をされまして、今はこの作業はございません。落とす作業でございまして、先ほども説明しましたとおり、ここも、踏み台を安定した仮設作業台を設けまして、また、この2人作業で行うということですね。以前は1人だったんですけども、対策として2人。

それ以前に、この作業をしないということが前提ですので、なるべく観音開きをあけなくて押しボタン操作で灰を落とすという作業をまず第一に考えておりますので、安全対策の方はしておられるということでお聞きしております。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 私も、お話を聞いたのは、少し前に現場を離れている方々のお話だったので、ケレン棒の話とか、それから、そのときの話では、「台もあったかもしれんけど、大体は脚立でしていたよ」というお話でしたので、もう少し不安定な状況だったんだなと。

現場からは、ヘルメットと防塵マスクと、灰も飛びますのでゴーグルもつけた方がいいんじゃないかという声が出ていたんですけど、ゴーグルは、支給は、つけるということになっていないのか。このときも、僕らもゴーグルはしませんでしたし、ご案内いただいた方々も、福西さんもおいででしたけど、ゴーグルはされていなかったと思うんですけども、ゴーグルは要らないという判断ですか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 ゴーグルが要るか要らないかということになりますと、つけた方がより安全ということなんですけども。先ほど言うたとおり、単純作業でございまして、灰が、がーんと爆発して飛んでくることはなく、真下に落ちていきますので、保護具につきましては、手袋とか安全靴、それとヘルメットを必ずやっていくと、防塵マスクも含めてということはありません。ゴーグルは、こういう意味によっては人によってつけられる方もおられるし、つけられない方もございます。



○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 見てもわかりますが、ピッカピカの最新工場なんですよ。そこで、何だか原始的な作業をしているなというイメージは現場に行って思いました。

当然ですけども、外は大変立派なものですが、中のごみを燃やしてその灰が来るわけですから、それは、こびりついていたりしてそんなスマートなものではない。それは、そういう性格の工場だと思います。

ですから、安全の問題は大事なんですが、特に、ここで詰まったりどうかする灰の含有物の中に有害物質というのはどんなものが入っているんですか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 ごみを燃やして、1000度以上で燃焼させまして有害物質は全部除去しますので、灰につきましては、有害物質は含まれておりません。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 そうすると、防塵マスクをしているのは、灰そのものがいたずらをしないようにということで、特に毒気があるから厳重にされているというほどではないという。

ただ、ゴーグルは、目に入ってもどうかと思いますので、それは、必要ではないかなと。現場でもゴーグル欲しいという声はあったよということでしたので。これは、またぜひ聞いていただいて判断いただきたいと。

それと、ケレン棒で下へ落とすという作業は今なくなったんだという話なんですけど、それをやろうと思ったときは乗り越えてやるので、安全ベルトハーネスというんですか、体をつり上げるような形、落ちないように支えるものですね、これが、実は、この作業ではつけた方がいいんじゃないか。おまけに、やっているのが1人ですからね。面倒かもしれないけども、より安全性ということでは、転落防止ということはまだ少し踏み込んだ方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 委員おっしゃるとおり、先ほど言いましたけど、ここは2人作業で、1人作業では絶対ございませんので、ご確認をよろしく。

あと、これにつきましては、安全帯というのは、その場所に、今、仮設作業台をつくりまして、そのところに安全帯をつけて巻いて、やるということをしております。先生おっしゃったハーネス型の方がより安全だと思うので、その辺は、私の方から推奨というか、現場の方に要望ということでは言わせていただきたいと思います。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 ありがとうございます。大分様子がわかってきたなというふうに思いますが。

今回の亡くなった方の事故ですね、何らかの、足を踏み外して落ちて、落ちたときにくも膜下出血を発症したのか、上に上がっているときにくも膜下出血を発症してバランスを崩して落ちたのか。おそらく、僕もお医者さんに聞いてみたんですけど、そんな、ほとんど同時に起こったようなことは判断は多分つかないだろうと。よほど厳密な検査をすればですけど、「常識で言うと、それはなかなか難しい」とおっしゃっていました。ですから、どちらかはなかなかそう簡単に結論は出ないのかなというふうに思いますが。

作業のことですが、4人組なんですけど、現場の声で言いますと、この作業は嫌われている作業で、腰が痛いから行きたくないとか、俺は重たいのはかなわんのだとか言って全然行かない人もいるんだと。亡くなった方は、わりと率先して、班長のせいかな、よく行かれていたというお話でね。そういう点では、うまく回っていないといいますが、どこの職場でも、多少、みんなが全く同じ仕事を同じようにやるというわけではないと思いますが、生真面目で班長で、少し体調が悪くてもちょっと無理して来た。むちゃくちゃ重病を押して来たというほどでは、そのときは思っておられなかったんだと思うんですが、大変残念な結果になってしまった。そういうことも含めて、作業を全員でしっかり担うという合意も必要ではないかなというふうに思います。

それと、現場では、タイベック、不織布の水をはじくような服ですね、あれは使い捨てなんですかね。あんまり何回も着れないようですが。それもつけた方が安心できると思うんですけど。タイベックまでは、今の話で言うと、ゴーグルでもどうかするかと聞いていますし、有毒物質はないという話ですので、タイベックまではつけないということなのかしら。つけたらどうかという声はあるようですけど。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 タイベックの使い方ですけども、ダイオキシンの方での環境測定もしております、問題はない。点検でございますと、タイベックを着て6階から下までずっとというのは、やはり夏場は汗もかきますので。

これについては、作業の内容にもよりますけども、こういうのをつけるについては、普通の点検ではタイベックを着て点検されていないということで、必要であれば、多分、タイベックの方も使用されているということでございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 僕も、現場へ行ってから関係者に少しお話を聞かせていただいたりすると、あれだけの最新鋭の規格での工場でも、点検だとかメンテナンスだとか、ピットの上の物が詰まったのを少し掃除するとか、結構、そういう仕事はあるんだよというふうに言われて、改めてリアルな仕事の実態がわかる。そうすると、どうしても、健康面だとか事故だとかいうのは、どんな工場でもそうなんですけども、かなり身近なところにあ

るのかなど。

お尋ねしますが、越智さんとこの安全推進室は、言うたら、SPCの業務もSPCから委託を受けている業者も全部含めて、常日頃、安全対策を全面的に管理し指導しているというふうに考えていいんですか。

○馬場 哉委員長 越智推進室長。

○越智広志安全推進室長 私どもは安全推進室ということでございますけども、基本的には、環境法令の遵守、それからコンプライアンスの徹底というところを中心にやらせていただいております。

労働安全衛生の関係は、また、現場に近くということで、本年度設置させていただきました人材調整担当の方が現場に即した形で対応していくというようなことで、今のところそういう体制になっています。

そういう体制がいいのか一本化した方がいいのかというのはいろいろ議論があるところでございまして、それは、今後、十分検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 わかりました。

系統が少し違うので、ここは福西さんとこの担当なんだよというお話かというふうに思います。

僕もいろいろ関係者の声を聞いているときに感じたことは、本体は組合があって、その業務を受け入れるSPCがあって、SPCから全面的に移管を受けているHit zがあって、その社員さんがいて、それも、社員ではありますけども1年契約だったり、だんだんと権利が薄くなっていく。ただ、現場の人たちからは、例えば、安全ベルトのハーネスがあった方が安全だと思うとか、1人作業のようなことに対しては、あんまり2人で作業したいと、そのとき、関係者で僕の聞いた範囲では言いませんでしたけど、1人でも安全でできるようにいろいろ手を打ってほしいというお話がありました。

ただ、かなり前からいろいろ提案したんだけどHit zの担当の人は聞いてくれなかったという言い方をしているんですね。労災気味で、突き出す棒のが重たかったので指が障害を起こして労災ではないかという話になっている方がおいでになって、その人のやりとりの中で、突き落とす作業というのは重いしかなり負担がかかるので、さっき言ったように、改善をされたということなので、脚立だったのがアルミ製の台を置くようになって、今度はさらに固定的な道具で、そこにベルトで体を保持できるというふうにさらに改善をされたということですけど。

二重三重に委託になっていきますけども、ぜひ、現場の声は絶えず引き上げていただいて、それは、SPCとも、またHit zとも協議をした上で、こういう声が上がっているけどどうなんだとかいうことは組合の方でもしっかり掌握もし協議もし、納得の行く状態をつくっていただきたいと思います。

今後、大分、幾つもの改善点があるようですので、それで推移を見ていきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○馬場 哉委員長 西委員。

○西 良倫委員 発見されたときに額から少量の出血を伴いとあるんですけども、これは、見立てでは、こけて下のところのどこかの角っこか踏み台のところで打ったんだろうという見方なのか、どうなんでしょうか。

それと、作業時の場所ですね、かき出し作業のときの周りの温度というのはどんなものなんでしょうか。それが2点目です。

3点目ですが、渋滞の警報が鳴るときの警報を感知する、警報を出さんといかんと感知するところという場所は、多分、これで言うたら、灰が積もるようなところにあるのかなと思ったりするんですけども、その場所はどこなんでしょうか。

それと、さっき山崎委員さんも言いましたけども、近代施設であるのに、あの現場に行ったときに、えらい昭和みたいなことをやっているなという現場を見て落差を感じたんですが。もし、踏み台自身もあんまり高くすると、届かないときにぐっと無理して体を乗り出してぼんと落ちる、さっき山崎委員も言いましたけども、落ちるようなことがなきにしもあらずだなみたいなことも感じながら、僕も様子を見ていたんですけども。こういう作業というのは日本全国でどこでもこういうこと、今のところまだこういう形での現状の機械で終わっているのか。もっとハイテクなものだったら、こういった作業のところもなしで、警報的なものが鳴っても外から監視して、あ、ああいうふうになったんだな、あの針金が出ている、あれは落ちたんだとかいうことを見えるような装置というのは。だから、作業員がやっている作業をなしにできるような装置というのはいのかあるのか。それをつけようとするのと相当金額が高いのか。

というのと、今先ほどベルトをすと言ったのでちょっと安心ですけども、あまり高くすると、このままではかえってまた危ないかなと思ったりするんですが。そこら辺の考えはどうなんでしょうかというところを教えてください。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 それでは、何点か、抜けるのがありますかもしれませんが、説明させていただきます。

まず、額の傷につきましては、どこで打ったかというのも、私どももわかっておりません。ただ、倒れていたところ、本人さんの額から少量の血、うつ伏せで倒れておられたんですけども、出ていたということでございます。

2点目についての温度について、先ほどの温度については、あけても、水で冷やされていますのでそんなに高い温度ではございませんし、周りの作業環境についても、温度的にも特に高いというところではございません。

3点目の渋滞する場所の感知につきましては、灰がたまっていつて落ちなかったら渋

滞りますので、灰押出装置のところにあるんですけども、これにつきましては、先ほど言ったシリンダーの往復の時間をはかっておりまして、これが行って帰ってきた時間が、時間内に帰ってこなかったら異常がつかますという機器でございます。

4番目に、この作業は乗り出す作業ということなんですけども、通常は乗り出すほどでもなくて、柄の長いものでやっていますので、観音開きの中まで入ってやるということではございませんし下に落ちるといこともないかと思っておりますが、他の施設につきましては、少なからず、この装置もありますし、私たちが知っている、聞いているところでは、この作業についての最新設備でございますが、観音開きの中にカメラをつけて灰の廃棄までというところまでついているという施設については、私どもはまだ聞いておりません。そこまで開発されているというのは聞いておりません。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 西委員。

○西 良倫委員 押し出す灰とか押し出す力というのが不十分なために灰が残ってしまうのか、金具とか針金とか異物、異物は心配なこともあるんですけど、そういうものを全部、この絵で見たら焼却灰が落ちていく矢印がありますよね。ここの作業員がいなくても、中の機械のところで全部落としてしまうと、針金も下にぐーっと落としてしまうと、平地のところで後処理をする、選別する下のところにするような人がいるのかいないのかわからへんけど、この針金とかはどこでどういうふう処理されているんですか。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 針金とかにつきましては、この後に磁選機という機械がありまして、ここでふるいをかけて灰を落として、その鉄くずをとって別のピットに移動していると。灰押出装置から落ちてきた灰を、次の工程に移るんですけど、その後に磁選機という機械がついてまして、それで鉄類をとるということでございます。

○馬場 哉委員長 西委員。

○西 良倫委員 ということは、いずれにせよ、そこに人がいないと最後まで処理はできないということになるんですね、ここの作業員のような仕事をする人がいないことには機能としては完全にならないということですか。はい、わかりました。

○馬場 哉委員長 真田委員。

○真田敦史委員 まず、亡くなられた方に関してはほんとうにご冥福をお祈りしたいなというふうに思っていると同時に、今回、新しくこういうような形で折居清掃工場ができたというようなことで、皆さん、ほんまに、そこは、いろんな改善をしていく中で、大変、今後、もっとやっていかなければいけない状況の中でこういったことが起こったこ

とは、ほんとうに残念で仕方がないなというふうには思っています。

その中で、ただ、二度とこういうような、ほんまに悲しい事事故的なことが起こらないように徹底的に、ここは、しっかりと安全対策をしていくということが、まず、やるべきことなんじゃないかなということを感じている中で、安全対策の今後のところの部分について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

まず、灰除去作業の低減対策ということで、最初、操作の改善ということで、2月11日でシリンダーの圧力を最大限にしたということで、11日から始められたということで、今日が26日ですよ、今日ということで何日かたっている状況だと思うんですが、そこの前まではこのような作業をするために、緊急の何かが鳴ったときに二、三回作業をされていた。例えば、何かが起こったときは七、八回あったというふうなことが、これをしたことによってどう改善されたのか。今の結果でしかないと思うんですけど、そこをされたことによって、確かに実感として、その緊急のところの鳴ったりとかするものが減っているのかどうかというのは、確認はどうなんでしょうか。そこをまずお聞きしたいんですが。

○馬場 哉委員長 福西次長。

○福西 博施設部次長 これにつきましては、この後、オーバーホールとかで油圧シリンダーが改修されたということなんですけれども、まだ実感として減ったということは聞いておりませんし、今までと同じぐらい出ているということでございます。

それでも、先ほど言いましたとおり、現場の観音開きについての作業は、先ほど、操作レバーでやるということで極力減らしたと、その作業は少ないということでございます。

○馬場 哉委員長 真田委員。

○真田敦史委員 そのところは対比をさせていって、今までやっていたことと今回安全対策をしたことによってどのような効果が得られて安全につながっているかということは、まだ始まったばかりなので、そこは、いろいろとあれなんですけど、しっかりと検証していただきたいし、ここがこういうことが必要だということを強くSPCの方たちにも伝えながら安全対策につなげていただきたいというふうに思います。

ですので、実感としてあるかじゃなくて、きちっと、そこは、データで残すとか、やったからこそなったということをきちっと見せていくことも必要だと思いますので、そこはやっていただきたいなというふうに思います。

2点目です。

今のところで、シリンダー作業でということで、灰作業が除去のかき出し作業が必要な場合は2名作業にするということでおっしゃられて1名増やすということにされているんですけど、そうなったときに、イメージができないのが、今まで夜間のときは4名いらっしゃいます。そのうち2名は休憩に行かれて2名でモニタリングをしながら1名が何か鳴ったときに行かれるということになった場合に、ここが、それでは2名にな

ったときにモニタリング室が完全にあいちゃうというような形になるのか、そのローテーションをどういう組み替えでやられているのかというのをもう少し詳しく教えていただいてよろしいですか。

○馬場 哉委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 先ほど質問がありましたローテーションの関係ですけども、今回、こういうふうに作業手順のあり方を見直しさせていただいたので、4名中、休憩するのは1名ずつ休憩すると、要するに3名体制でやりますので、2人で作業に対応し1名が監視をするということにさせていただいております。

先ほどもありましたが、効果について、確かに、11日に終わりました、そこから立ち上げということで2日ほどかかっています。実際のところ、まだ1週間、2週間余りですので、今、委員さんから言われたことも含めて今後検証してまいりたいというように考えていますし、当組合の安全衛生委員会の中でも、そういう検証結果を踏まえて今後の改善へつなげてまいりたいというように考えています。

以上です。

○馬場 哉委員長 真田委員。

○真田敦史委員 そこは十分にまた検証していただけたらと思いますし、ローテーションが変わるということで、いろんな体調面のところの部分でいろいろと改善が必要になってくる可能性も出てくるので、そこは、しっかりといろいろと協議していただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、当組合の対応ということで、リスク協議会の設置ということで、今後、このところで労働基準監督署からどういったことが出てくるかというのは今の状況ではわからないと思うんですが、ここは、しっかりと、その出てきたことに対しては、組合としても対策、いろんな検討はしていただきたいというふうに思いますし、ほんとうにこのような悲しいことが二度と起こらないようにしていただきたいというのが一に願うことですし、そこについてはほんとうによろしくをお願いします。

そういうことも含めて、今後、組合として、このことが起こったことで今後どういった思いでしっかりと進めていかれるか、もう一回、決意的なこともお聞かせいただいてもよろしいですか。

○馬場 哉委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 特に、全て受託会社の方に、今回はSPCということでDBO方式で施設の補修、修繕業務、運転業務、または観測業務、全てを目的会社に委ねるという契約の形で初めての形であります。そういう意味では、受託会社のもとで安全管理をしっかりしてもらわなあかん。安全対策についても受託会社の方で費用負担をしていただくということになってまいります。

片や、ほかにありますクリーン21の運転業務なりリサイクルセンターの運転業務なり、ここの運転業務なり、さまざまな委託契約で運転業務を委ねているところもございます。その点につきましては、今こういう事案があったということもございます。一昨年のリサイクルセンターの重大な事案もあります。そのときにも各委託業者の安全管理について、どういことをやってんのやということの調査、または、不十分などについては指示してまいりました。

今回、こういうことが再度起こったことを踏まえて、再度、委託業者に対して、安全活動に対してどのように日常的に行われているのかということを確認させていただきまして、そして、不足があるところについてはしっかりと指示してまいりたいというように考えていますし、何よりも、当組合の安全活動、意識の向上をさらに高めることによって、ともに委託業者の方にも求めてまいりたいというように考えているところであります。

以上です。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 では、ないようですので、2点目の「組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転について」説明を求めます。田中クリーンパーク折居担当課長。

○田中真宏クリーンパーク折居担当課長 それでは、「組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転について」と書いてある資料に基づき、ご説明いたします。

昨年11月の総務（廃棄物処理）常任委員会におきまして、現庁舎の課題、建替移転の必要性と意義について説明し、規模及び事業工程の検討事項等を簡単にお示しさせていただきました。

今回は、さらに基本理念、新庁舎の施設規模及び事業スケジュールなどについて検討してきましたので、以下のとおり説明させていただきます。

1 ページ目の1、基本計画（骨子案）の（1）現庁舎の課題として管理機能面、危機管理面の課題を記載しております。前回の委員会でも説明しましたが、管理機能面の課題として、①各施設、現庁舎が分散立地しており、業務が非効率となっています。②事業構成の比重が、し尿処理からごみ処理・リサイクル事業へ転換しており、危機管理機能の一体性などが欠如しています。③現庁舎は、経年劣化とともにユニバーサルデザイン等への対応ができておりません。

次に危機管理面ですが、①現庁舎は耐震強度が不足しております。②有馬・高槻断層の地震による想定震度分布図で震度7、木津川浸水想定区域図で5m以上の浸水の災害リスクがあり、災害発生時の指揮本部機能の確保ができません。

2 ページ目、（2）建替移転の必要性と意義です。これも、前回の委員会で説明しましたが、①先ほど述べました現庁舎の課題に対応し、一層効率的かつ安心安全な事務執行に期します。②リサイクル工房機能の一部を折居エリアに移転させ、利便性の向上を



図るとともに、広報・啓発機能の一体化を図ります。③構成市町施策との連携強化や新たな住民・大学との連携、協同関係の構築を図り、さらなる循環型社会の構築に向けた活動を進めます。

(3) 基本理念・基本方針です。基本理念としましては、先ほど述べた課題に対応するものとし、真ん中の丸に書いていますように、安心安全な工場運営の遂行とともにさらなる循環社会の構築を目指すとし、サブタイトルとして、その周りに書いてある丸なんですけども、①地域に開かれ、住民参加・住民交流を促進する施策。②災害対策活動の拠点となる、安心安全な施設。③分散化している各工場等の事務効率化を図る施設。④環境負荷を低減し、長寿命化に配慮した施設。⑤将来の変化に対応できる経済的な施設としています。

3 ページ目、(4) 基本的機能。基本理念・基本方針の実現に向けてとして代表的な5つの機能を上げております。まず、①窓口機能として、ユニバーサルデザインに対応し、ロビー的な開放感のある空間を確保します。②行政機能として、組織改編や配置換えに柔軟に対応できる執務空間の確保など。③広報・工房機能として、住民交流・情報提供の場、多目的スペース、工場の充実、また来たくなるリユースショップの演出。④議会機能として、議場と大会議室の併用など。⑤防災機能として、耐震性を確保した構造設計を実施します。

(5) 新庁舎の施設規模です。大きく、新庁舎管理棟部分と多目的スペース・工房・リユースショップ部分に分かれますが、おのおの、ほぼ現状とおなじ規模としております。

4 ページ目、(6) 配置計画と施設計画です。新庁舎の配置は、クリーンパーク折居敷地の京都府山城総合運動公園と接する西側付近とします。クリーンパーク折居（清掃工場）と連絡通路（渡り廊下など）で接続します。東側の元清掃工場跡地は、緑地空間とし各種イベント等に活用します。南側には、運動公園との間に一般来場者用連絡通路と災害時の緊急時の連絡通路を兼ねた通路を検討します。新庁舎の構造種別は鉄筋コンクリート造2階建を基本として、実施設計の段階で決定します。施設計画としては、1階を多目的スペース・工房・リユースショップ関係、2階を新庁舎管理棟関係としています。

5 ページ目です。(7) 概算事業費と財源です。概算事業費として約7億1,000万円、財源内訳として組合債約4億8,000万円、一般財源約2億3,000万円と考えていますが、今後、実施設計などを行っていく中でさらに精査をいたします。

(8) 事業スケジュール・案です。前回の委員会では、新庁舎移転まで4カ年程度としていましたが、移転を平成36年度、建設工事を平成34年、35年度に行うこととし、それに向けて調査測量、関係機関協議、実施設計を行っていく予定です。

2、財政計画（分担金の見通し）です。これまで必要な各施設の整備更新を計画的に実施する中で、市町分担金の抑制、軽減に努めるとともに、年度間の平準化に努めており、平成21年度までは40億円台でありましたが、現在は30億円台で推移しているところ です。

今後につきましても、沢中継場更新事業や各施設の長寿命化事業が想定されますが、引き続き、市町分担金の抑制、軽減、平準化に努め、30億円台を基本とした財政計画

を策定し事業を進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転についての説明とさせていただきます。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。

それでは、質問をお受けいたします。質問はございませんか。

太田委員。

○太田克彦委員 ひょっとしたら以前にも聞いたかもしれないんですけど、ここの現本庁舎の移転ということなんですが、そうすると、沢中継所は最終的にはどういう位置づけになるのか、もう一回、わかれば聞かせていただきたいと思います。折居の本庁舎、これを移転ですよ。移転してしまっ、どう言うたらいいんやろう、沢中継所自体はどういうイメージになってしまうのかなというのが。まず、それだけ。

○馬場 哉委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 移転するのは管理棟、事務棟だけでありまして、クリーンピア沢はそのまま残りますし。

○馬場 哉委員長 太田委員。

○太田克彦委員 ということは、管理棟だけが移転やから、沢中継所、クリーンピア沢としての機能はそのまんま変わらないということなんです。わかりました。

それと、機能面の移転の必要性が、ルールが書いてある中で、当然、老朽化ということと耐震性不十分ということと、各処理施設と現庁舎が遠隔地で分散しているから業務が非効率やと。ユニバーサルデザイン化もできていないしIT化もできていないからというふうな理由がるる述べられているんですけど、例えば、ユニバーサルデザイン化であるとかIT化の場合は別に建て替えしなくてもできることでもあるのかなと思ったり、一番大きい要因になったというのは、言うてみたら、一番目の①のどこなんですかね、各処理施設現庁舎が遠隔地に分散立地していて業務が非効率であるからということが、ひょっとすると一番大きい要因なのかなというふうに判断を私は勝手にするんですけど、その辺はどうでしょうか。

○馬場 哉委員長 田中担当課長。

○田中真宏クリーンパーク折居担当課長 今おっしゃられたように、管理機能の一番の理由としましては、各工場、特にごみ処理関係とここの本庁舎が離れていると、そこで業務が非効率になっている、そこが一番メインだと考えております。

以上です。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

山崎委員。

○山崎恭一委員 まあまあ、そういう時期なのかなというふうにも思っているんですが、新しい庁舎を建てた場合、想定している使用年数はどれぐらい。

○馬場 哉委員長 田中課長。

○田中真宏クリーンパーク折居担当課長 50年と考えております。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 今の契約でいくと、この庁舎がおおむね40年ぐらい使って向こうへ移るという計画ですね。向こうで50年ぐらい。

ここに幾つか書いてある理由がありますね。こういうのが出たときにいつも思うんですが、たくさん項目が並ぶんですけど、機能面で3つ、危機管理面で2点、先ほど太田委員もおっしゃりかけたんじゃないかと思うんですが。時代が変わればいろいろ設備等の変化は起きますので新しい設備が要るようになる、それに対応していないというのは、ある意味では当たり前ですので、そのたびに建て替えてもほんとうはいいんだと、それだけは思いますので。そうしたことも想定をした上で、必要な改修などをしたりメンテナンスなどをして、特に、言うたら、本組合は環境問題の専門機関でもありますし、今後、その問題で言うと、リサイクルだとか長寿命化だとかいうことの先頭に立ってやる場所ですので、ぜひ、そうしたことを、50年と言わず60年、70年でも使っていける、さすが衛管は違うと言われるような、省エネ、長寿命化の施設として運営していただいたらというふうに思います。これは、要望して終わります。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本義裕委員 1ページの危機管理面で問題というか、耐震性の問題とか地震に対する対応ということであると思うんですけど、5ページのスケジュールなんですけど、あくまでアバウトやと思うんですけど、例えば、せめて半年でも短縮とか、考え、そのときになってみなわからへんですけど、可能なんですかね。

と言うのも、5年間かけてつくられる中で、その間ここがもつかどうか、もつと思うんですけどね、そこら辺は、例えば、半年でも早くとかいうのは可能になってくるんですかね。

○馬場 哉委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 昨年11月の委員会におきましては、基本的にはこういった調

査、基本計画の策定から調査測量、あと、関係機関の協議を含めまして、おおむね4年間程度ということで考え方は、ご説明というか、お示ししてきました。

今回につきましては、財政計画の中でも書かせていただいていますように、沢中継所の更新事業なり、クリーン21を中心としました各施設の長寿命化、これは、住民の生活に直結するような一番優先すべき事業ですので、そういった事業計画も踏まえまして、今回につきましては、1年延ばすということで5年間ということで、できる限り構成団体の財政運営に負担をかけないというか、影響を及ぼさないような計画とさせていただいたところですよ。

先ほど、当然、おっしゃっていただいたように、今後、災害リスクなり危機管理上、我々の方もできる限り早くというふうに考えておりますので、今後、財政計画も踏まえまして、他の事業との関係性も精査する中で検討させていただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

上原委員。

○上原 敏委員 確認程度なんですけど、先ほど、ここはクリーンピアさんとして、ここは残りますよということなんですけど、建物的にはどうされる考え、この建物自体も管理、ここを管理するために残す方針なのか、大きく機能は要らなくなるので縮小とか、一旦なしにしてそれだけの建てられるとか、今のところ考えておられる方向性だけお示しただけならと思いますので、よろしく申し上げます。

○馬場 哉委員長 田中担当課長。

○田中真宏クリーンパーク折居担当課長 要は、この建物を今後どうするかということだと思っておりますけど、これという案が今のところないので、今後また検討させていただきたいと思っております。済みません。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 また、経過、形が見えてきましたら、変わっているかもしれませんが、議会の方に適宜報告いただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。  
以上です。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時25分閉会